

令和5年3月30日

UR都市機構

## 家賃等の分割支払について

平素からUR賃貸住宅の管理運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により家賃等（賃貸施設の賃貸料等を含みます。）のお支払が一時的に困難となったお客様に対して行ってきました家賃等の分割支払（※）に係る対応につきまして、これまで受付期限を延長して対応してまいりましたが、令和5年4月1日以降は、受付期限を定めず、お客様の状況に応じて対応してまいります。

家賃等のお支払についてご相談を希望される場合は、下記までお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

### （※）家賃等の分割支払の概要

- (1) 収入が減少するなどして家賃等のお支払いが一時的に困難となったお客様について、お客様の状況に応じて、滞納されている額（今後お支払いが困難となる家賃等を含みます。）を最大で6か月間の分割払によりお支払いいただけます。
- (2) 加えて、一定の要件を満たすお客様については、分割支払の期間中は、遅延利息のお支払を免除いたします。

### 【お問合せ先一覧】

- ・ 賃貸住宅にご入居のお客様

[https://www.ur-net.go.jp/chintai\\_portal/kyojyusha/kanricenter/kanricenter.html](https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/kyojyusha/kanricenter/kanricenter.html)

WEBからのご相談はこちら <https://chintai.sumai.ur-net.go.jp/chintai/bunkatsu/>

- ・ 賃貸施設にご入居のお客様

[https://www.ur-net.go.jp/chintai\\_portal/tenant/inquiry.html](https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/tenant/inquiry.html)

### 【参 考】（厚生労働省／生活を支えるための支援のご案内）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

※ お客様の状況によっては、生活を支えるための支援を受けられる場合がありますので、合わせてご確認ください。